

第3章 海上交通安全法

第1節 工事作業

1 根拠

海上交通安全法第36条（航路及びその周辺の海域における工事等）

1 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官に許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者
- (2) 前号に掲げる海域（港湾地区と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者

6 第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は前項の規定により当該許可が取り消されたときは、速やかに当該工作物の除去その他現状に回復する措置をとらなければならない。

7 国の機関又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。）が第1項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することを以て同項の規定による許可があったものとみなす。

(抜粋)

2 許可が必要となる海域

伊勢湾における航路及びその周辺の海域は伊良湖水道航路内及び航路の側方の境界線から外側200メートル以内の海域、及び航路の出入口の境界線からおよそ航行経路の方向に外側1,500メートル以内の一定の海域です。

海上交通安全法第37条（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

1 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

- 一 前条第1項第1号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者
- 二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者

4 国の機関又は地方公共団体は、第1項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

(抜粋)

3 届出等が必要となる海域

伊勢湾における海上交通安全法の適用海域は、大山三角点から石鏡灯台まで引いた線、立馬埼灯台から佐久島南端まで引いた線及び同地点から羽豆岬まで引いた線で囲まれた海域のうち、次の海域を除いた海域です。

- (1) 港則法の港域
- (2) 港則法の港以外の港に係る港湾法に規定する港湾区域（港湾法に規定する港湾のうち、その区域の全部が港則法の港域に含まれていない港湾の区域）
- (3) 漁港法に規定する漁港区域
- (4) 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域（海上交通安全法施行令第2条に定める海域）

4 許可・届出の対象行為

- (1) 許可・届出の対象の行為としては、浚渫、海底電線の敷設作業、掃海、測量及び水中作業等の工事作業並びにケーソン及び漁礁等の工作物の設置があります。

また、既存の工作物を改築又は増築して、その規模を拡大又は縮小し、形状又は位置を変更する場合においても許可・届出は必要です。

- (2) 一般的に工事又は作業と呼び得るものであっても、法目的に照らすとき必ずしも本条にいう工事・作業に該当しないものがあります。例えば、航行中に通常船上又は船内で行われる行為であって、その船舶の航行方法に制約を加えないもの（漁獲物の加工、清掃等）及び既設の工作物上又はその内部で行われる行為であって、その工作物の管理上通常行われるものであり、かつ、その工作物の占有空間内において行われるもの（橋梁上の照明灯の取替え、道路橋上の舗装、ガードレールの修繕、橋脚内に装置されたエレベーターの運転等）は、工事・作業に該当しません。
- (3) 一般には船舶が航行することは作業に該当しませんが、航行方法に制約を設けた状態で行われるもの（ソナーを用いた沈船の位置探査、複数船の特殊船隊行動等）は、作業に該当します。
- (4) 工事・作業の実施と工作物の設置については、個別に許可・届出を行うこととなります。これは、船舶交通に対する危険防止の観点より、各々個別の危険性が発生する事からです。

但し、工作物の設置には、必然的に工事・作業が伴うものであり、工事・作業の実施方法も既に決定している場合には、2つの許可・届出が一括して処理されることとなります。

なお、大規模な工作物の設置の場合には、設置計画の段階では施工方法が未決定であったり、施工計画が数段階に分けて計画されている事案については、その都度、許可・届出が行われることとなります。

5 許可・届出の提出の時期等

許可・届出書は、工事等に着手する1ヶ月前までに提出して下さい。

なお、日程等に変更が生じる場合にも遅滞なく変更届・許可書を提出して下さい。

6 許可・届出の様式、提出部数

許可書・届出書については、定型様式はありませんが、別添の「工事・作業（又は工作物設置）届出書」（A4版、横書）により該当する行為に応じて表題を変更のうえ作成して下さい。

提出部数は3部（内1部は受理後返却・許可書については許可後返却）です。

第37条第1項に基づく「工事・作業の届出」は、郵送でも受け付けていますが、次の点に注意のうえ送付して下さい。

なお、届出書の記載内容に不備、または説明及び指導など必要な場合には、窓口において頂くことがあります。

(1) 郵送届出の到達期日

必ず工事・作業等に着手する1ヶ月前までに到達するように送付すること。

(2) 郵送要領

「鳥羽海上保安部交通課」を宛名とすること。

なお、封書の表書に届出の種類、連絡先、担当者氏名を明記すること。

(3) 受理の確認

受理の確認が必要な場合は、切手付き返信用封筒を同封するか、届出者から担当海上保安部へ電話すること。

7 許可・届出が必要となる者

届出者は、「工事・作業を行おうとする者」です。これは実際に工事・作業について指揮監督の責任を有する者であり、工事・作業の施工者即ち工事・作業の請負人（元請業者）又は請負契約をしないで自ら工事・作業をするものです。また「工作物を設置しようとする者」とは、その工作物の建築主即ち工作物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者です。

8 届出書の宛名及び提出先

届出等は、所轄の海上保安部長等を通じ管区海上保安本部長に提出することとなっています。

なお、伊勢湾内での工事等の場所により、取扱窓口が名古屋海上保安部、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部及び中部空港海上保安航空基地と異なるので、下記一覧表を参照し提出して下さい。

提出先	届出書記載の宛名	工事等の実施海域
名古屋海上保安部	第四管区海上保安本部 (名古屋海上保安部長経由)	海上交通安全法の適用海域における伊良湖埼灯台と松坂港東防波堤灯柱とを結んだ線以北の海面のうち木曾川導水堤先端から190度に引いた線以東の海面
中部空港海上保安航空基地	第四管区海上保安本部 (中部空港海上保安航空基地長経由)	海上交通安全法の適用海域における北緯34度51分30秒、東経136度48分19秒を中心に半径9kmの海面
四日市海上保安部	第四管区海上保安本部 (四日市海上保安部長経由)	海上交通安全法の適用海域における伊良湖埼灯台と松坂港東防波堤灯柱とを結んだ線以北の海面のうち木曾川導水堤先端から190度に引いた線以西の海面
鳥羽海上保安部	第四管区海上保安本部 (鳥羽海上保安部長経由)	海上交通安全法の適用海域のうち伊良湖埼灯台と松坂港東防波堤灯柱とを結んだ線以南の海面

9 許可・届出書の記載要領

工事又は作業及び工作物設置届出書の記載項目については、海上交通安全法施行規則第27条に「種類、目的、場所、方法などの事項を記載し提出しなければならない。」旨規定されています。

許可書・届出書の作成に当たっては、行為の種類に応じて工事・作業許可申請書又は工事・作業届出書及び工作物設置届出書と題記し、次の項目を記載して図面等資料を添付のうえ提出して下さい。

(1) 工事（作業）許可書・届出書

許可書・届出書に記載する内容は次のとおりです。

① 種類

工事作業の主な種類を簡潔に記載する。

(例) 潜水作業、起重機船作業、深淺測量、浚渫工事など

② 目的

工事作業の施工目的を具体的に記載する。

③ 期間及び時間

海上で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も記載する。

④ 区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離、又は、緯度・経度での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突、塔などの固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く）を云い、灯台の名称は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付する。

(例1) 場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点・緯度経度

(例2) 場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれる海域

- a 〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点
- b a点から〇〇度〇〇メートルの点
- c b点から〇〇度〇〇メートルの点
- d c点から〇〇度〇〇メートルの点

⑤ 方法

ア 実施(施行)の順序に従い、図面等を用いて具体的に解りやすく記載する。

イ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付する。

- ・工事作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすと思われるもの
 - ・大型作業船(起重機船、浚渫船など)のアンカーワイヤーの張り方

 - ・工事作業の進捗に伴う作業船等の配置状況
 - ・作業船に積載する資機材等が作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの
 - ・夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法などについて明らかにする
- ウ 火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

⑥ 危険予防の措置

ア 標識の設置

工事等を施工するに当たって、作業船、工事区域、海上工作物(設置物)等に標識を設置することは、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに注意喚起を促し、船舶交通の安全を確保するために有効な場合があり、これらの標識は見え易く、識別し易いものでなければなりません。

届出書の記載にあつては、設置場所に応じた標識の種類(型式、標体塗色、灯色、灯質、光達距離、灯高等)、個数等を明記する。

イ 安全対策

工事作業の種類及び実施場所に応じて、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船及び専従見張員の配置状況並びに警戒要領
- ・作業船(起重機船、浚渫船、杭打船等)のアンカーワイヤー・投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策
- ・工事標識等の流出防止対策

- ・油の流出、汚濁防止のための措置
- ・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・潜水作業、夜間作業等における事故防止対策（潜水土との連絡方法）
- ・中止基準（風速、波浪、視界等）
- ・荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・隣接場所等で異なる工事が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・工事説明会の開催及び周知用パンフレットの配布状況
- ・工事変更、中断等における措置

⑦ 緊急連絡系統

事故発生等、緊急事態時の関係先への連絡先を明確にする。

⑧ 連絡先

現場責任者の氏名、住所、連絡先電話番号を明記し、夜間連絡先も明記する。

⑨ 添付資料

- ・現場位置図
- ・工事（作業）区域図
- ・工事施工計画書（計画平面図、施工図、構造図など）
- ・状況図（工事標識、作業船、警戒船配置状況図など）
- ・使用船舶（機械）一覧表
（又は「船舶検査証書・海技免状・警戒船講習（管理・業務）受講証明書」の写し）
- ・工事作業に従事する協力業者一覧
- ・工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
- ・水底土砂分析表（浚渫土、投入土関係）
- ・周知用パンフレット
- ・工事説明会の議事録・出席者名簿

(2) 工事（作業）内容変更許可書・届出書

許可書・届出書に記載する内容は次のとおりです。

- ① 工事（作業）名
- ② 許可・届出年月日及び許可・受理番号
- ③ 工期
内容変更期間等を記載する。
- ④ 区域又は場所
- ⑤ 内容変更理由
内容変更の理由を具体的に記載する
- ⑥ 内容変更工事（作業）の施工方法
- ⑦ 危険予防の措置

内容変更に伴う措置があれば追記し、既許可・既届出のとおりであれば、その旨を

記載する。（例：許可・既届出第〇〇〇〇〇〇〇号のとおり）

⑧ 連絡先（氏名、連絡先）

現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号を記載する。

⑨ 添付資料

内容変更に係る図面等

(3) 工作物設置届出書

届出書に記載する内容は次のとおりです。

① 種類

設置する工作物の種類を簡潔に記載する。

（例）公有水面埋立、係留施設（護岸・栈橋）設置、レース用ブイ設置など

② 目的

工作物設置目的を具体的に記載する。

③ 期間及び時間

設置期間及び時間を記載する。

④ 区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離、又は、緯度・経度での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突、塔などの固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く）を云い、灯台の名称は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付する。

（例1）場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点・緯度経度

（例2）場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれる海域

a、〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点

b、a点から〇〇度〇〇メートルの点

c、b点から〇〇度〇〇メートルの点

d、c点から〇〇度〇〇メートルの点

⑤ 工作物の概要

工作物の概要及び設置方法を図面等を用いて解りやすく記載する

⑥ 危険予防の措置

埋立工事の現場責任者及び船舶交通に対する事故防止対策についての概要を記載する。

⑦ 設置責任者の住所及び氏名

⑧ 添付資料

・位置図

・工作物の平面図、断面図及び構造図

- ・ 工作物が係留施設の場合は、当該係留施設の使用計画書（使用する船舶の種類、積荷の概要、使用頻度等の利用計画）及び計画基礎資料等。

工事（作業）許可申請書

平成 年 月 日

第四管区海上保安本部長 殿
(鳥羽海上保安部長経由)

申請者 住所
氏名

次のとおり工事（作業）を実施したいので、海上交通安全法第36条の規定に基づき申請致します。

- 1 種類
- 2 目的
- 3 区域又は場所
- 4 期間及び時間
- 5 方法
- 6 危険予防の措置
 - (1) 標識
 - (2) 安全対策
- 7 緊急連絡系統
- 8 その他
- 9 連絡先
- 10 添付資料（図面等）

工事（作業）内容変更許可申請書

平成 年 月 日

第四管区海上保安本部長 殿
(鳥羽海上保安部長経由)

届出者 住所
氏名

次のとおり工事（作業）内容を変更したいので、海上交通安全法第36条の規定に基づき申請致します。

1 工事（作業）名

2 許可年月日及び許可番号

3 工期

既許可期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間
内容変更期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間

4 区域又は場所

5 内容変更理由

6 内容変更工事（作業）の施工方法

7 危険予防の措置

※新たなものがある場合

8 連絡先

※新たなものがある場合

9 添付資料（図面等）

工事（作業）届出書

平成 年 月 日

第四管区海上保安本部長 殿
(鳥羽海上保安部長経由)

届出者 住所
氏名

次のとおり工事（作業）を実施したいので、海上交通安全法第37条の規定に基づき届出致します。

- 1 種類
- 2 目的
- 3 区域又は場所
- 4 期間及び時間
- 5 方法
- 6 危険予防の措置
 - (1) 標識
 - (2) 安全対策
- 7 緊急連絡系統
- 8 その他
- 9 連絡先
- 10 添付資料（図面等）

工事（作業）内容変更届出書

平成 年 月 日

第四管区海上保安本部長 殿
(鳥羽海上保安部長経由)

届出者 住所
氏名

次のとおり工事（作業）内容を変更したいので、海上交通安全法第37条の規定に基づき届出致します。

1 工事（作業）名

2 届出年月日及び受理番号

3 工期

既届出期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間
内容変更期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間

4 区域又は場所

5 内容変更理由

6 内容変更工事（作業）の施工方法

7 危険予防の措置

※新たなものがある場合

8 連絡先

※新たなものがある場合

9 添付資料（図面等）

工作物設置届出書

平成 年 月 日

第四管区海上保安本部長 殿
(鳥羽海上保安部長経由)

届出者 住所
氏名

次のとおり工作物を設置したいので、海上交通安全法第37条の規定に基づき届出致します。

- 1 種類
- 2 目的
- 3 工作物の設置期間
- 4 区域又は場所
- 5 設置する工作物
- 6 危険予防の措置
- 7 設置責任者の住所、氏名
- 8 その他
- 9 添付資料 (図面等)

10-1) 作業届出書（深浅測量作業）の記載例

作業届出書

平成 年 月 日

第四管区海上保安本部長 殿
（鳥羽海上保安部長経由）

届出者 住所 ○○○○
氏名 ○○○○ 印

次のとおり作業を実施したいので、海上交通安全法第37条の規定に基づき届出致します。

1 種類

音響測深機による深浅測量

2 目的

浚渫工事の完了した○○開発保全航路の維持管理の為の深浅測量

3 区域又は場所

○○○○航路及び付近の下記ア～カの6点を順に結んだ線で囲まれる海面

ア ○○灯台から○○度○○メートルの点

イ ア点から ○○度○○メートルの点

ウ イ点から ○○度○○メートルの点

エ ウ点から ○○度○○メートルの点

オ エ点から ○○度○○メートルの点

カ オ点から ○○度○○メートルの点

（図-1 参照）

4 期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間

（予備日 平成 年 月 日～平成 年 月 日）

作業時間 日の出から日没まで

5 作業方法

- (1) 作業船（○隻）に4素子型精密音響測深機を装備のうえ○○mピッチで航走して精測します。

航走速力は約○ノット、誘導及び測位は電波測位機による方法及び陸上からのトランジットによる直線誘導法で決定します。

- (2) 測線方向は、作業区域を2つに分け、A区域については東西方向に、B区域については南北方向に設定し測深します。

なお、作業区域図、測線方向及び作業日程については、別添作業方法図に示すとおりです。

- (3) A区域の海底は、南北方向に走るサンドウェーブが存在していることから、海底の起伏等について、より精度の高い測量結果を得るため、サンドウェーブに直交するように東西方向の反復測量方法を採用します。

ただし、測量を行うにあたっては、周辺の通航船の状況について十分把握し、船舶が輻輳していない時に実施します。

また、他船との距離が○○○mに接近した場合には、一旦作業を中断して待機のうえ航行状況を確認した後、中断位置から作業を開始します(図-2参照)。

6 船舶交通の危険予防措置

- (1) 作業船には、海上衝突予防法第27条第2項に規定する操縦性能制限船の形象物・灯火を掲げます。

- (2) 作業船には見張員を配置し、作業船付近には警戒船○隻を常時配備させます。

警戒船には警戒船業務講習を受講した専従警戒要員を配置し、付近航行船舶の動静監視を十分に行わさせます。

なお、他船の航行に支障を及ぼすおそれのある場合には速やかに作業を中止し、作業船を航行船舶の進路上から退避させます。

- (3) 気象の変化に留意し、気象警報、注意報の発令などにより荒天が予想される場合は作業を中止します。

作業中止基準は、次のいずれかに達した時とします。

- ・風速 毎秒○○m以上の場合
- ・波高 ○m以上の場合
- ・視程 ○km以下の場合

- (4) ○○○海上交通センターとの連絡を密にし、巨大船等の航行時には○○分前から作業を中止し、作業船を航路外に退避させます。

○○○海上交通センターとの連絡は、船舶電話（番号）を使用します。

- (5) 作業船に乗船中の作業員には、救命胴衣を着用させます。

7 使用船舶

使用目的	船名	所有者	総トン数 馬力	用途	乗組員	専従警戒 要員	船舶検査済 票の番号	船舶検査証書の 有効期限	船長の 氏名	海技免状の種 類・有効期限	通信 設備
作業船			トン PS		名	名					
警戒船			トン PS		名	名					

8 緊急連絡系統

別添のとおり。

9 現場責任者の氏名及び連絡先

本作業の現場責任者を〇〇〇〇に定め、別紙〇〇航路深淺測量警戒船管理運用要領の周知徹底を行うとともに、作業全般の事故防止措置について監督させます。

- ・現場連絡先（宿泊先住所、電話番号）
- ・営業所連絡先（所在地、電話番号）

10 その他

作業終了後は、速やかに連絡し、作業完了届を提出します。

11 添付資料

- (1) 作業位置図
- (2) 作業方法図
- (3) 緊急連絡系統図
- (4) 使用船舶一覧表（船舶検査証書・海技免状・警戒船受講証明書の写し）
- (5) 〇〇航路深淺測量警戒船管理運用要領
- (6) 契約書又は発注証明書の写し
- (7) 施工体制等協力業者一覧

10-(2) 工作物設置届出書（公有水面埋立及び護岸設置）の記載例

工作物設置届出書

平成 年 月 日

第四管区海上保安本部長 殿
(鳥羽海上保安部長経由)

届出者 住所 ○○○○
氏名 ○○○○ 印

次のとおり工作物を設置したいので、海上交通安全法第37条の規定に基づき届出致します。

1 種類

公有水面埋立及び護岸設置

2 目的

弊社は、工場用地を確保するため、公有水面の埋立て並びに、護岸を設置します。

3 区域又は場所

○○県○○市○○町○○番地から○○番地までの地先海面

詳細は、埋立位置図（図-1）を参照願います。

○○町○○○○から(A) ○○度○○○mの点

(B) ○○度○○○mの点

上記(A)、(B)を結んだ線及び陸岸で囲まれた海域

4 工作物の設置期間

自 平成 年 月 (公有水面埋立免許後)

至 永 年

5 工作物

○○(株)○○○構内の第1出荷棧橋下の海域約○○○○㎡を埋立てし、工場用地を造成します。埋立地は前面約○○m、奥行約○○mであり、正方形に近い形となります。

埋立地には廃水処理用滞留池、活性炭廃水処理装置、製品タンク(○○○○kℓ)4基を設置します。

6 危険予防措置

(1) 埋立工事の現場責任者（所属、氏名）

(2) 入荷船及び作業船に対する連絡方法

〇〇建設（埋立施工業者）、船舶代理店、〇〇商店及び〇〇石油（操油課、臨時建設本部石油製品課）は、工事の前日〇〇時より協議し、離着棧方法を決定し、協議結果については、翌日の入港時に船舶代理店から各船長に周知されます。

なお、この打合せ以外においても常時、入出荷船、作業船、〇〇石油の3者間において連絡を取り合い事故防止に努めます。

(3) 着棧、離棧方法

入出荷船は、埋立工事の施工区域外に着棧することとなりますが、やむを得ず施工区域内へ着棧する場合は、矢板打設船等との保安距離間隔を30メートル以上確保させます。

なお、施工区域内に着棧する場合においても、作業船がない第1出荷棧橋の両側を使用することとします。

7 設置責任者の住所及び氏名

住 所

氏 名

電話番号

8 添付書類

(1) 埋立位置図

(2) 工作物平面図

(3) 工作物正面図

(4) 工作物横断図

(5) 工作物縦断図

(6) 公有水面埋立免許願書

(7) 埋立地利用計画図

10-3 作業(工作物設置)届出書(ヨットレース)の記載例

作業(工作物設置)届出書

平成 年 月 日

第四管区海上保安本部長 殿
(鳥羽海上保安部長経由)

届出者 住所 ○○○○
氏名 ○○○○ 印

次のとおり作業を実施したいので、海上交通安全法第37条の規定に基づき届出致します。

1 種類

ヨットレース(回航用マークブイ○基)

2 目的

帆走技術の向上のため

3 区域又は場所

- 灯台から○○○度○○○mの点を中心とした、半径○○○mの円内海域
- 風向を北又は南と仮定し、以下の○点にブイを設置する。
ただし、風向により変更する場合がある。

4 期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間
(予備日 平成 年 月 日)
作業時間 ○○時○○分から○○時○○分まで

5 方法

- レース方法は、別添「区域図」のとおり、第1ブイとその付近に停泊した本部船のメインマストを結ぶ線をスタートラインとして、レース艇は、本部船を右舷に見て信号旗によりスタートします。

コースは、スタート後、第○ブイ→第○ブイ→第○ブイ→第○ブイ（ゴール）の経路で、第○ブイとその付近に停泊した本部船のメインマストを結ぶ線をゴールラインとし、レース艇は本部船を右舷に見てゴールとなり終了します。

- (2) 回航用マークブイ（工作物）は、別添「設置ブイ（工作物）状況図」のとおりアンカー及びアンカーロープにて固定し、警戒船により設置作業を行います。

レース終了後は速やかに撤去回収します。

6 危険予防の措置

- (1) レース参加艇及び作業船の乗員には、救命胴衣を着用させる。
(2) 警戒船○隻を配備のうえ、通航船舶に対してヨットレースの周知及び避航等の協力依頼をし、安全を確保します。

またレース参加艇は、一般船舶の通航を妨げないようにするとともに、船舶交通に支障を及ぼすおそれがある場合には、レースを中止します。

- (3) 陸上本部、警戒船及び参加各艇には、トランシーバー、アマチュア無線、携帯電話等の通信手段により、常時連絡体制を確保します。
(4) 作業中及びレース中に事故、その他の異常事態が発生した場合には、別添の「緊急連絡系統」により関係先へ連絡します。
(5) 気象・海象に十分注意し、風速毎秒○○m以上、波高○m以上、視程○○○m以下の場合にはレースを中止します。

また、気象警報が発令された場合はレースを中止します。

- (6) 設置するブイには、所有者名及び連絡先を明記します。

(※ その他、海域の実情に応じた危険予防措置を記載する。)

7 現場責任者の氏名

氏名 ○○○○

住所 ○○県○○市○○町○○番○○号

電話 ○○○-○○○-○○○○

8 使用船舶

- (1) ブイ設置作業船
汽船○○丸他○隻

- (2) レース参加艇
クルーザーヨット○○隻

別添「使用船舶一覧表」のとおり

9 工作物の概要

マークブイ（○基）、アンカー（○本）、アンカーロープ
「設置ブイ（工作物）の状況図」のとおり

10、添付資料

位置図

区域図

設置ブイ（工作物）の状況図

日程表、タイムスケジュール

実施計画書及び実施要領書

緊急連絡系統

使用船舶一覧表